



……全部間違いです！

刑事裁判というと、皆さんはどのようなイメージを持っているでしょうか。

犯人が逮捕されたら事件は解決？

悪いことをした人は捕まって当たり前？

警察官、検察官、裁判官は神のように真実を見抜ける？

悪いことをしなければ絶対に処罰されることはない？

弁護人は悪人の味方をする社会の敵？

99.9%

～私が弁護士になったら～

憲法は刑事裁判に関して詳しい規定を持っていませんが、それは刑事裁判の手続が暴走したときにとても怖いことが起こるからです。そして、それは皆さんも当事者になる可能性があることなのです。

今回の中高生憲法ゼミナールでは、そんな刑事裁判の理想と現実も含めて、皆さんに社会に出る前に知っておくべきことをお伝えします。

実際の刑事裁判を傍聴する時間も設ける予定です。

ゼミナールの目的は一定の結論を出すことではありません。

事前準備はいりませんし、正解を求めるものでもありません。

皆さんのご参加をお待ちしています。

札幌弁護士会 [第14回]

中高生のための憲法ゼミナール

参加費 無料

2019.8.5月

10:30~12:00 模擬接見など

12:00~13:00 昼食休憩(軽食ご用意します)

13:00~16:00 裁判所で裁判傍聴など

[会場] 札幌弁護士会館 5階大会議室 (札幌市中央区北1条西10丁目)



応募対象 中学3年生・高校生 応募締切 2019年7月29日(月)必着

応募方法 チラシ裏面の応募用紙に必要事項をご記入の上、郵便、FAXまたはメールでお送り下さい。

送付先 〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階 札幌弁護士会『中高生のための憲法ゼミナール』係

[TEL] 011-281-2428 [FAX] 011-281-2424 [E-mail] kenpouinkai@satsuben.or.jp



